

ストーマ用装具を申請される方へ

手帳の交付日から手帳が手元に届くまでの間に購入したストーマ装具は、払い戻しを受けることができます。

○対象となる方

ぼうこう機能、直腸機能障害により身体障害者手帳の申請をした方

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳(手帳交付と同時に手続きする場合は不要です。)
- ・領収書(原本)
- ・納品書(お持ちであれば提出してください。)
- ・振込先口座がわかるもの
(ストーマ装具を申請されるご本人名義の通帳など)
- ・印鑑(認印可)

○申請から払い戻しまでに1~2か月ほどかかります。

○決定した際には、決定通知書を送付します。

※払い戻しの額は所得によって決定されます。

※払い戻しの額には、1か月ごとの上限があります。

※手帳が届いた後に申請するストーマ装具は償還給付の対象外です。

(問い合わせ先)

須崎市 福祉事務所 障害福祉係

電話:0889-42-1207 【直通】

FAX:0889-42-1190

Mail:fukusi2@city.susaki.lg.jp